

第2回協議会（勉強会）の概要について

- 1 日時
平成24年4月26日（木）15:30～16:30
- 2 出席者
○平田静太郎委員長
○藤岡庄司委員長職務代理
○松村佳子委員
○花山院弘匡委員
○佐藤進委員
○富岡将人教育長
- 3 第2回テーマ
「大阪府の教育行政基本条例と奈良県の方向性について」
- 4 協議内容
 - 第1回協議会で議論となった大阪府教育行政基本条例やその中に規定されている教育振興基本計画について、事務局から、教育基本法や教育委員会の沿革等を含めて説明があり、委員からは、他府県の状況についての質疑があった。これに対して、教育長が東京都教育委員会が制定している教育目標を例に挙げ、どの都道府県も、現行の教育基本法や学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の枠内で、地域の実情に応じて教育目標を定め、基本計画を示していることや、奈良県においては「主な政策集」の中で、知事と知事部局、教育委員会と教育委員会事務局が連携して教育課題に対しての目標を設定し、取り組んでいる状況を説明した。
 - 事務局から、大阪府教育行政基本条例及び大阪府立学校条例における校長の採用、教員の勤務成績の評定、職員の分限・懲戒処分について説明があり、委員から、奈良県の人事評価の仕組みについての質疑があった。これに対して、教育長が教職員の人事評価制度について、適正な人事評価に資するとともに、職員の能力開発及び意識醸成並びに学校組織の活性化を図ることを目的に、平成18年3月31日に「奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則」を定め、2種類の人事評価を導入していると説明した。1つは「自己申告シート」に基づいて行う「自己申告評価」、もう1つは「勤務状況評価」で、「勤務状況評価」は、絶対評価と相対評価により行うものであること、教職員への開示を行っていることを説明した。また、人事評価制度の導入にあたっては苦労もあったが、現在は小・中学校、県立学校すべての公立学校において定着していると説明した。
 - 協議会は原則として月1回の開催とすることが合意された。次回は5月31日（木）で、教育委員より「教育委員会制度の歴史について理解を深めたい」との提案があり、このことをテーマに議論を進めることにする。